

個別要件(ハード)

区分	項目	取組基準	詳細基準	期待される効果
1 経営確立要件	(1)地域振興品目の生産	地域プロジェクト(※)、農業改良普及指導計画、市町村・JA振興計画等に位置づけられた作物であること。	当該売上が目標年売上の過半以上	・地域で蓄積された技術の活用 ・地域の既存販売ルートの活用 ・行政等による技術支援
	(2)有機栽培	有機JAS認証(転換期間中を含む)を受けている、又は受けることが確実なほ場で栽培された作物であること。	・当該売上が目標年売上の過半以上 ・当該栽培経験者又は6ヶ月以上の当該研修受講者が、専任従事	・高価格取引 ・特定の相手との安定した取引
	(3)経営の多角化	自社農産物(1次産品)の生産・販売に加え、自社農産物を不可欠な原材料とする加工品の開発・販売、農作業受託等を組み合わせ、経営の多角化を図ること。	当該売上が目標年売上の3割以上	・経営多角化によるリスク分散 ・安定した作業請負単価
	(4)新たな販売方式の導入等	契約栽培・販売、観光農園直売等の新たな販売方式の導入又は既存販売方式の改善を行うこと。	当該売上が目標年売上の過半以上	・特定の相手との安定した取引 ・販売量、販売価格の安定化
	(5)関連会社等との連携	親会社・関連会社と生産・加工・流通・販売で連携することにより、経営効率化や安定化を図れること。	—	・関連会社等への販売による価格安定、生産への専念 ・関連会社等からの資源供給による経費削減
	(6)地域農業者等との連携	地域で経営基盤を確立している農業者等と生産・加工・流通・販売で連携すること。	—	・特定の相手への安定した販売 ・地域農業者等からの資源供給による経費削減
	(7)副産物・規格外品の販売	副産物や規格外品等を販売すること。	当該売上が目標年売上の概ね1割以上	・主産物(規格品)収入以外の収入
	(8)大規模経営	一定以上の規模の営農であること。	市町村基本構想の所得目標から「概ね」を除いて算出した所得以上となる目標	・経営の大規模化により、スケールメリットが見込める等
2 地域貢献要件	(1)研修生の受け入れ	農業研修生の受け入れを行うこと。	—	・事業実施地域への貢献
	(2)食育活動への参画	地域児童の農場見学の開催等、地域の食育活動に参画すること。	—	・事業実施地域への貢献
	(3)耕作放棄地等の活用	耕作放棄地や未利用土地・施設を活用した営農であること。	—	・事業実施地域への貢献
	(4)担い手不在地域のサポート	担い手不在地域で作業受託、利用権設定等により、地域農業に係るサポートをすること。	—	・事業実施地域への貢献

※地域プロジェクトとは、「新たな農林水産業・農産漁村活性化計画」第2期戦略プランにおける地域プロジェクトのことをいう